空き家解体・除却事業費補助金提出書類一覧

この補助事業は、解体・除却工事に係る契約締結前かつ工事に着手する前に申請する 必要があります。補助金の交付が決定するまでは、契約や着手することはできません。 決定がされる前に契約や着手した場合、補助金の交付対象外となります。

1	$\chi_{\rm L}$	冱	聿	類
T	x	ク貝	亩	大具

□ 申請書(第1号様式) 申請者は、所有者等のうち契約者に限られま	す。
□ 事業計画書 (第2号様式)	
□ 建物登記簿謄本(未登記の空き家については、固定資産評価証明)	
□ 土地登記簿謄本	
□ 案内図 (空き家の所在地図)	
□ 建物配置図 (建物の配置と敷地との位置関係を示した図面)	
□ 各階平面図(空き家の間取図)	
□ 敷地の公図の写し	
□ 「誰でもできるわが家の耐震診断」による耐震診断の結果	
(建築士による耐震診断を受けた場合、その結果の写し)	
□ 空き家(母屋部分に限ります。)の解体工事に要する費用の見積書	
□ 見積書の宛名が申請者になっていること。	
□ 補助対象外の費用が見積りに含まれていないこと。	
- 補助対象とならない費用の一例 -	
・アスベスト含有調査費	
・庭木や庭石、ブロック塀やカーポート等の構造物の撤去費	
・家屋内や敷地内の残置物の処分費	
・その他、離れや倉庫などの母屋以外の解体や撤去等に要する費用	

- 2 相続登記が完了していない場合に必要となる書類
 - □ 相続人がわかる書類

(遺産分割協議書の写し、戸籍謄本、相続人関係図など)

3 空き家の相続後3年以内に解体工事を完了し、加算を受ける場合に必要と なる書類

解体工事前の施行場所の写真 (空き家や敷地の状況がわかる写真)

- □ 相続したこと及び相続日のわかる書類(相続登記後の建物登記簿謄本、遺産分割協議書の写し、戸籍謄本など)
- 4 申請者のほかに、空き家とその敷地の所有者や相続人がいる場合に必要と なる書類
 - □ 空き家の解体に係る同意書(第3号様式)
- ※ 上記の書類以外にも、空き家の権利状況等に応じて追加で書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめ御了承ください。